

No. \_\_\_\_\_

## 寄附金受領証明書

寄附者の住所 \_\_\_\_\_

寄附者の氏名 \_\_\_\_\_ 様

¥ \_\_\_\_\_ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

法人又は団体名 \_\_\_\_\_ (印)

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。その際、確定申告書に本証明書を添付して提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの市町村に住民税用の申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられません。

(注3) 寄附金税額控除の適用が受けられる個人住民税のうち、個人市町村民税については、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となります。

※ この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。